

令和 7 年

厚生委員会会議録

と き 令和7年7月28日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年7月28日(月) 午後1時00分～午後2時34分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 田中たけし 副委員長 えのした正人
委員 大倉たかひろ 委員 あくつ広王
委員 鈴木ひろ子 委員 吉田ゆみこ
委員 やなぎさわ聡

欠席委員 委員 渡辺ゆういち

出席説明員 新井副区長 寺嶋福祉部長
東野参事 佐藤障害者施策推進課長
(福祉部福祉計画課長事務取扱)
松山障害者支援課長 菅野高齢者福祉課長
檜村高齢者地域支援課長 豊嶋生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
阿部健康推進部長 高山健康推進部次長
(品川区保健所長兼務) (品川区保健所次長兼務)
(地域医療連携課長事務取扱)
勝亦健康課長 赤木生活衛生課長
五十嵐参事 石橋品川保健センター所長
(健康推進部保健予防課長事務取扱)
福地大井保健センター所長 飛田荏原保健センター所長
山下国保医療年金課長

○午後 1 時 0 0 分開会

○田中委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、行政視察について、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、渡辺委員は、議長公務のため、本日欠席との連絡を受けております。

また、書記におかれましては、これまでの深井書記から、吉田書記に交代となりましたので、よろしくお願いいたします。

1 請願・陳情審査

令和 7 年陳情第 2 6 号 重度障害者を受け入れて経営が立ち行かなくなったGHはありません 厚生委員会等において事実に基づく答弁をするよう区に求める陳情

○田中委員長

それでは、予定表 1 の請願・陳情審査を行います。

令和 7 年陳情第 2 6 号 重度障害者を受け入れて経営が立ち行かなくなったGHはありません 厚生委員会等において事実に基づく答弁をするよう区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。よろしくお願いいたします。

〔書記朗読〕

○田中委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

私からは、本陳情で取り上げられている答弁について説明します。

まず、1 月 2 0 日の厚生委員会での答弁ですが、中重度というくくりでなく、重度の受入れが進むよう、行政でもチェックをしていくという認識でよいかというご質問を受けまして、重度の受入れができるよう考慮していく一方で、重度の方を受け入れて、それから事業が廃止された施設もあるので、利用者の方が困らないよう、質の担保やチェック体制をきちんと行っていくという趣旨の答弁をしたところ です。

重度の方を一斉に受け入れて、それで経営がという部分については、そのことによってという因果関係でなく、それから後にという意味合いで、その後の委員会の質疑内容等からも、陳情で言われるような内容ではなく、答弁の趣旨につきましては、ご理解をいただいたと認識しておりますが、誤って受け取られる表現だったということであれば、気をつけたいと考えているところでございます。

なお、事例というところではありますが、こちらも重度者を受け入れたことで経営できなくなったという事例ではなく、答弁の趣旨であります重度者を受け入れた後に事業の廃止があったという例も含めまして、グループホームを広く運営していた事業者が支援区分の高い方々などを積極的に受け入れていたところで、その後に、食材費の過大請求や人員基準違反などが判明しまして、行政処分を受けて事業所運営ができなくなり、事業譲渡した事例がありました。この件は事業者の処遇やその後の対応につきまして、テレビや新聞、インターネット等で様々なメディアから報道されていたもので、特定なく、一般

報道からの情報ということでお答えしたことになります。こういった事例も踏まえまして、区での整理や事業者の誘致の際には十分な確認を行っていきたいという趣旨でございます。

また、2月25日の厚生委員会での条例の審議においての答弁についてですが、こちらは、品川区立知的障害者グループホーム条例に関したことだけでなく、同条例を含む品川区立心身障害者福祉会館条例、品川区立知的障害者福祉施設条例、品川区立発達障害者支援施設条例、ご審議いただきました4つの条例に係る障害者福祉サービスを提供している他区の施設の条例につきまして、公開している各区の例規集に基づいてカウントしたものでございます。

いずれも事実の確認や根拠の把握等は適切に行っている上での答弁ではございますが、誤解を招いたり、指摘を受けたりすることのないよう、これまでと同様に、答弁につきましては、正確な内容で、簡潔かつ明瞭に行うよう、引き続き心がけてまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

ここの陳情で書かれている下から2段目の、そもそも障害者グループホームは重度対象のケアホームをほとんど整備されなかったため、国が必要性の高い重度障害者の利用を促すための助成金制度を作ったことにより、ここ数年で増えてきたもので、経営がたちゆかなくなった事例は聞いたことがありますというふうなことで書かれているのですけれども、重度障害者の利用を促すための国が作った助成金制度というのはどういうものなのかということを教えていただきたいのと、重度障害の方を受け入れるとなると、施設整備でも、エレベーターをつけなければならないですとか、リフトをつけなければならないですとか、スプリンクラーをつけなければならないですとか、それからあと、そういう施設整備に対しても、かなり求められるものがあると思いますし、重度障害の方を受け入れるとなると、夜勤を置かないグループホームも結構あるというふうな何ったのですけれども、重度の方を受け入れるとなると、必ず夜勤を置かななければならないだったりとか、もしその中で人工呼吸器の方を受け入れるだったりとか、医療的ケアの必要な方を受け入れるとなれば、看護師も配置しなければならないだったりとか、それから、いろいろ排泄の介助だったりとか、入浴介助だったりとか、手厚い介護の体制が求められると思うのですけれども、そういう点では、重度障害の方を受け入れるとなると、体制、施設整備の部分でも、それから運営のところでも、私は、かなり支援が必要なのではないかなというふうに思っていますけれども、この国の助成金制度ということで、そこら辺のところまで全てカバーできて経営が成り立つというところまで、経営が十分にやっていけるというふうな状況になるまでの助成金制度というようなことになっているのか、その点については、区としてもどういう捉え方をしているのかという点について、まず伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、陳情にございます重度障害者の利用を促すための助成金制度ということなのですが、こちらにつきましては、この記述だけで該当する国の補助金制度等がはっきり判明するものがございませんで、陳情者の方がおっしゃっている助成金制度については、内容につきましては不明のところがございます。

ただ、ここ数年増えてきている状況としましては、1つは、グループホームの中の連携の1つでございます日中サービス支援型というものの、こちらにつきましては、平成30年度から制度ができて、委員おっしゃっているような日中の支援も含めまして、職員の体制等を手厚くするものであったり、そ

れから、給付等につきましても、単位がほかの類型に比べて高かったりというような形で設定されているものがございます。こういったところで重度の方の受入れを見越して、国のほうも制度づくりは進めているのかというふうに認識しているところでございます。

一方で、区の認識としましては、こちらも委員ご指摘のとおり、重度の方の受入れにつきましては、設備も当然ですし、それから、職員体制につきましても、様々手厚い体制をとっていくところが必要になるというところは認識しているところになります。

日中サービス支援型につきましては、夜勤についても配置が必須になっておりますが、これまでの介護サービス包括型では、夜勤または宿直を必要に応じて配置するとなっているところはございます。ただ、こちらも委員のご指摘もありますとおり、重度の方のケアにつきましては、職員体制を含めまして手厚い支援が必要なところも踏まえまして、区のほうでも今年度からグループホームの入所者の支援区分に応じまして補助を出すような制度を設けて進めているところでございます。

陳情者のほうでもございます重度障害者が入居したら経営が大変になるから、入居させるのは困難というようなことではなく、区としまして、そういった重度障害者の方の入居が進むような形で対策を講じているところであるということが現状でございます。

○鈴木委員

このところにあるように、重度障害者が入居したら経営が大変になるから、入居させるのは困難というふうなことでとどまっているのではなくて、区としても、そういう重度障害の方を入居させるということになれば、経営が大変になるというのは、実際問題そういう状況だというふうに思うのです。それに対して、では、そのままいいのかということではなくて、やはり対策が必要だよということで、今回、品川区としても、支援区分の3から6までの方々を受け入れたときには、区としても支援金を出しますよというものが出されたのだと思うのです。だから、私は、国がこの助成金制度をつくったことによって経営が立ち行かなくなった事例は聞いたことがありません。これで十分やり切れるはずなので、重度障害を入れることは困難だというふうなことはやめてくださいよというふうな感じに受け取れるような文章になっていると思うのですけれども、そうではなくて、やはり重度障害の方を受け入れるということは、経営的にも大変になるし、手厚い介護の体制も必要だし、設備も必要なので、それに見合った形での支援が必要だ、そこにつなげていく。それで、区としても、そういうふうな方向で検討していきたいというのが、私は今回の区としての支援策であり、これから区としてもそういうことも踏まえた上で、重度障害の方が入れるグループホームを整備していきたいという、そういう趣旨の発言ではなかったかなというふうに思います。

それからあと、実際に、これ、帝国データバンクの報道なのですけれども、「障害者施設、倒産・廃業が急増 過去最多」ということで、これは去年の6月の報道であるのですけれども、2022年度のことですけれども、4割が赤字ということで、本当に大変な状況だというふうなことがここにありまして、4割が赤字で、前年度からの減収になっているというところが約3割近くあって、合わせると、3分の2が業績が悪化しているということが障害者の事業者の実態であり、その中には、グループホームだけではないのですけれども、就労支援やグループホーム、それから生活介護などの障害者支援の事業者の実態というふうなことが書かれているので、介護もそうなのですけれども、障害者の事業所も大変な状況にあるということが今の障害者事業所の実態ではないかと思うのです。

そういう中で、私は、ここの認識は少し違うのではないかなというふうに思いました。だから、本当にこの文も、ここの文だけを取り上げて言われていますけれども、障害者の重度の方を受け入れるとい

うことは、これだけの体制をとる、それから設備もしていくというふうなことをみんなの共通認識にして、それをやっていけるだけの支援が必要ですよというふうなところで区としても考えているということだし、対策もとっていきますよということではないかなというふうに思いました。

実際に品川区もそういう形で重度の方の受入れに対して支援金を出す、それから、居住支援を出す、そういうふうなことで区独自の対策をとっていますけれども、本当に重度障害者の方々が入れるグループホームを、私も何度もここの場でも、計画的に区としても整備をぜひしていただきたい、最も求められるところの方々が入れないというふうな状況は改善していただきたいということで発言もしてまいりましたけれども、そのところで、実際に、世田谷区の計画を例に挙げながら、必要量を出して、それをどうやって現実実際に整備していくのかというふうなところの対応もぜひともつくってほしいというふうなことで求めてまいりましたけれども、世田谷区も、今、新たに改定した計画書の中でも、やはり重度の方を受け入れるということは、体制も整備しなければならないし、経営的にも大変になるというふうなところをしっかりとやっていけるための支援策を区独自につくりますというふうなことで打ち出して具体化をしているのです。

そういうところで、この平成30年のところで介護報酬が引き上げられたというところをもって、経営が立ち行かなくなった事例は聞いたことがありませんとなっていますけれども、それで十分やっていけるという状況ではないというのが現実問題だと思うのです。そのところを共通認識にして、だからこそ重度の方を受け入れる整備をしてほしい、整備をしても成り立つという支援をしていただきたいというふうなことがここの場で議論されたというふうな中身だと思いますので、ここで言っている審議の中身とは少し違うのではないかと、区の発言された意味も、ここで言われていることとは少し違うのではないかなというふうに、この陳情を見て、改めて今の答弁も聞いて思っています。

○田中委員長

ほかにご質疑等ございますでしょうか。

○吉田委員

この陳情の趣旨は、一番言いたい趣旨は、きちんと根拠を示しつつ、この陳情審査、答弁をしてほしいということだと思うのです。その答弁の中身が、一般的に他区の事例などでも重度の方を一斉に受け入れて、それで経営が立ち行かなくなってしまうような事例が報道でもあったと。では、どういう報道なのだとすると、そこについては答えられない。だから、やはり根拠が示せないようなことで答弁をしてほしくないというのがこの陳情の趣旨なのですよね。その取り上げられている事例が、重度障害者のグループホームの運営ということだったり、その後も事例が出てきますけれども、条例のことであつたりということだと思うのです。だから、別に、もちろん今、鈴木委員がおっしゃったことは、私も賛成です。国としても、一番求められている重度のグループホームがなかなか立ち上がらないとなると、やはり運営が大変だからです。誰が考えても分かる。だから、それが運営ができるように補助金をつけ、自治体によっては、それにプラスアルファの補助金とか助成金をつけているということで、それは、多分、皆さん認識される場所かなと思うのです。

でも、重度の人を受け入れたら、次々倒産してしまったという報道があつたと言うから、では、その報道はどこであつたのだと聞いているだけなのです、この陳情者は。その根拠を示してほしいと言っても、根拠が出されないということについて、きちんと根拠を示してほしいというだけの内容だと思うのです。その政策の中身については、今、鈴木委員がおっしゃったことに賛成ですが、その議論をする前提として、理事者から出された答弁に根拠が示されないというのは、やはり少し問題なのではな

いかなと思うのですけれども、このような報道があったということは、おっしゃっていないということですか。これ、過去の議事録を引かれていると思うのですけれども、その都度その都度の答弁は、きちんと根拠を示して答弁をされているということによろしいのでしょうか。今のお話だと、いきなり政策制度の中身に入られましたけれども、この陳情が求めているのは、過去のご答弁の根拠はあったのかなかったのか、根拠があったのだったら、それを示してほしいということだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

今のご質問ですけれども、当然ではございますけれども、答弁に関しまして、関連する内容につきましては、事実確認をした上で答弁をさせていただいているところは間違いございません。

このときの答弁につきましては、この一文の中で、事例がということで報道でもあったというようなところで、簡潔、かつ、最初にご説明したようなところの中で、ご質問に対する答弁の趣旨として、必要な範囲で簡潔に答えるというようなところの中で、先ほども内容については細かいところをご説明したところでございますけれども、重度の方を一斉に受け入れた後に事業が廃止されたようなところの事例も含めて、陳情者が書かれているような形の表現で答弁をしたというようなところになりますので、こちらについては、事例ということで、当然、事実としてあったということは把握してございますし、ただ、陳情者がおっしゃるような形で、重度の方を受け入れたことによって経営ができなくなった事例が報道であったというところについては、そういうことではないというような結論にはなりませんけれども、私どもとしましては、重度の方を受け入れた後に事業が続かなくなってしまったグループホームがあったという事例を、報道でもあったというところで申し上げた次第でございます。

○吉田委員

結局、その当時のご答弁の根拠はあったのかなかったのかだけ伺いたいのですけれども、その当時、答弁をなさった根拠の報道が、具体的にどの報道かということを端的にお答えいただければ、この陳情者の疑問も解けるでしょうし、私としても、やはり行政としては、きちんと根拠を持った答弁をされているのだということが確認できるので、この陳情者にも説明できると思うのですけれども、一般的な報道というものが、具体的に、例えば何々とかあれば、今だったら検索すればすぐ出てくると思うのですけれども、その辺が曖昧なので、改めて陳情という形で出てきたと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

事例の具体的なものに関しましては、こちら冒頭の説明で申し上げたところにはなりますけれども、都内を含めて、グループホームを広く運営していた事業者が、支援区分の高い方々などを積極的に受け入れていた事業者ですが、その後に、食材費の過大請求ですとか、人員基準違反などが判明しまして、行政処分を受けて事業所運営ができなくなったということで、事業譲渡したという事例があったというところを踏まえて、答弁の内容として説明したところになります。

この事例に関しましては、そういうことで根拠というか、こういった事例を踏まえてお話ししたところになりますが、こちらの陳情の方の対応につきましては、テレビや新聞、インターネット等、様々なメディアから報道されていたものということで、資料の開示というところではございましたが、根拠文書ということで保有しているものがないということでお答えしたような次第でございます。

○吉田委員

要するに、この当時のご答弁が、重度の方を受け入れたからというより、重度の方を受け入れた経営

の何かで不正請求とかがいろいろあって、様々な要因があって立ち行かなくなったということを、すごく省略して、重度の人を受け入れたがために立ち行かなくなった事例があるというふうなご答弁をされたということなののでしょうか。それはそれで、かなり不正確かなと思うのですけれども、そういうことですか。それだけ、私もあまり検索は上手ではないのですけれども、重度の方を受け入れたために経営が立ち行かなくなった事例が出てこないのです。ストレートに重度の人を受け入れたがためにという形では。だから、何かいろいろなほかの要因があって、それを縮めて重度の方を受け入れたために立ち行かなくなったという感じでご答弁されたということなののでしょうか。だったら、そういうことがあったのかなというふうに、それなりにこの陳情者の方にはご説明できるかなと思うのですけれども。

ごめんなさい、繰り返しになっていますけれども、確認させてください。

○佐藤障害者施策推進課長

こちらの答弁の趣旨ですけれども、先ほど申し上げましたが、重度の受入れにつきましてご質問を受けまして、重度の受入れを進めていく一方で、重度の方を受け入れて、それから事業が廃止された施設もあるので、質の担保、チェック体制をきちんと行っていくという趣旨で、重度の方を一斉に受け入れて、それで経営がという部分につきましては、そのことによってという因果関係でなく、それから後という意味合いで答弁、今申し上げた趣旨のところで発言をしたものでございます。

○吉田委員

分かりました。つまり、因果関係というより、時系列で重度の人を受け入れた後、いろいろあって、結果として経営が立ち行かなくなったという趣旨のご発言だったということですね。

その当時、これ、私、議事録を一通りは目を通したのですけれども、見落としていることもあるかもしれません。やはりそういう誤解を招くようなご答弁は、今後よく考えて答弁していただきたいと思います。

これ、どこのメディアでと言ったら、少しお答えいただければ、情報公開請求するほどのことでもなく、あそこで知りましたとか、今はインターネットでいろいろ情報もありますから、それを簡潔にお答えいただければよかったのだと思うのですけれども、もしそのお答えを避けた理由があったら教えていただきたいと思います。

それから、後半のほうにいきますけれども、契約のことです。グループホーム条例の審議において、所管課長が、今回見直しを図りまして、品川区と同様の契約制度から移行済みの条例、移行前の条例が混在している区が7区ございます。その7区についても教えてくださいと、それだけのことだったと思うのです。7区をその時点でお答えいただければ、もう十分だったのではないかなと思うのですけれども、それがお答えいただけなかったのは、なぜなのかも教えていただきたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

先般のメディアの報道の件ですけれども、こちら申し上げた部分でもございますけれども、インターネット以外にも様々、テレビ、新聞等で取り上げた事例に関しては、割と複数のメディアで報道されていたものでございまして、こちらとしても、理事者のこの報道をということで取り上げることなく、複数のメディアで報道されているものを基に発言としてさせていただいたというところになります。ということで、根拠資料等の提出ということで求められたものについては、答えを避けたということではなく、そういった形で入手した情報なので、手持ちで持っている資料としては、こちらについては保有していないということでお答えした次第のものでございます。

○松山障害者支援課長

グループホーム条例での質疑に関してでございます。先ほどご説明させていただいたように、障害者グループホーム条例に関したことだけではなくて、2月25日の厚生委員会でご審議いただきました4つの条例、心身障害者福祉会館条例、知的障害者福祉施設条例、それから発達障害者支援施設条例、この4つの条例に関わります障害福祉サービスを提供しております他区の施設条例につきまして、公開されております各区の例規集を確認させていただいたというものでございます。他区の条例の状況につきましては、どのような状況にあるのか、概略につきまして把握したく、あくまでも根拠ということではなく、参考に把握させていただいて、当時、確認したというものでございます。

他区の条例については、それぞれの自治体の判断において指定されるものでございますし、文言も様々でございますので、こちらのほうでは、あくまでもその当時認識したというところで回答させていただいたものでございます。

そのため、具体的に、品川区がほかの自治体について説明する立場にはございませんので、回答を差し控えさせていただきました。

○吉田委員

参考資料として、その当時のひがし委員の発言が引用されていますが、グループホーム条例について質問されていると思うのです。だから、グループホーム条例について質問されたものに対して、課長としては、ほかのことも含めてお答えになったというところで、少し齟齬が、質問とご答弁の齟齬が出てきてしまったのかなというふうに思います。

それで、この7区を、7区の制度を説明してくれというふうに陳情されているわけではなくて、7区がどこなのかということ、先ほどの質疑と同じように、端的にそれをお答えいただければ、それで済んだことではないのかなと思うのですけれども、それがお答えいただけなかったのはどうしてなのでしょう。別に7区ぐらいですから、口頭で言われても議事録に残りますから、あとでこちらで調査するとかということも可能だと思うのですけれども、それをお答えいただけなかった理由があれば教えてください。

○松山障害者支援課長

7区についてでございます。この議事録の中では、参考にというふうに陳情者の方に添付していただいておりますけれども、省略部分の中に、ぐるっぽ条例については対応済みでして、そのほかの4つの条例について、今回、改正するという事を申し上げているところでございます。

品川区の中で、従来の区が直接サービスを提供する措置の時代の条例と、それから、総合支援法に基づいた契約に至る条例が混在しておりまして、ぐるっぽ条例は、近年、総合支援法の趣旨に基づいてつくったものでございますので、それ以前の区が直接サービスを提供するような措置の時代の条例を改正したというのが趣旨でございまして、品川区の中でそれが生じたということの例をお話しさせていただいております。

他区の条例については、本当に多くの条例がございまして、文言もそれぞれ多様なところでございますので、こちらでもあくまでも参考に確認をさせていただきまして、趣旨といたしましては、総合支援法の趣旨にのっとった形で、ぐるっぽ条例に合わせて改正させていただいたので、あくまでも補足的な部分であるというふうに確認しております。

そのため、当時は、こちらのほうで概略を確認させていただきましたので、そのことがどこに対応しているのかというところまでは、あくまでもこちらの認識の中で対応させていただきましたので、回答を差し控えさせていただきました。

○吉田委員

では、この当時のひがし委員の質問は、グループホーム条例のことで質問をされたのだけれども、ご答弁は、それを超えて、ほかの条例についても踏み込んだということでしょうか。

では、改めて伺いますけれども、グループホームの入居者を決めるに当たっての契約関係とか、そういうことについて、品川区としては、契約なので、私としては、やはりそこが対等な関係、契約だから対等な関係ということも先ほどおっしゃっていたと思うのですけれども、品川区の場合、グループホームは、あくまで、やはり施設のほうに選ばれている状況ではないですか。足りないのです。やはり希望した人が全員入居できる状況ではないわけですから、それを指定管理者が選考するというのであれば、やはりそのことを区が委任しているということですよ。その段階で選考がある以上、対等とは言えないと思うのです、そのときは。だって、全員入れないのです。そこを入れてもらうというか、どうしても、いざ選ばれた後、契約は一对一ですから、そこでは必ず対等な関係になりますけれども、そのことを言っているのであって、それだったら、きちんと選考については、区長が指定管理者に委任するか、区がきちんとそこに関わるとか、そういうことが必要なのではないかとということだと思うのです。ごめんなさい、今日のこの時点の陳情からは、そもそもがそのことがもとになっての陳情だと思いますので、それがどうしても納得できない。選考されている段階で、現に指定管理者が指定管理者の基準で選考していたりするわけではないですか。それは決して対等とは言えないですよ。それを契約関係は対等だからというふうに言われてしまうのは、少し納得がしがたかったというふうに思いますし、私もそれはまだ対等とは言えない、選ばれなければいけないわけですから、そこを選ぶのであれば、やはり区長の責任でそこに委任するなり、品川区が直接に関与するなり、そういう関係が必要なのではないかということが大もとの、この陳情に至る前の大もとのところなのですけれども、それについて、障害者支援課で決めていいことなのかどうかも分からないのですけれども、ご答弁なされる範囲でお答えいただければと思います。

○松山障害者支援課長

対等な関係というのは、委員おっしゃられるとおり、総合支援法の趣旨にのっとった契約関係についての対等な関係ということだと思っております。

グループホームは、障害者総合支援法に規定する共同生活援助というサービスになります。ほかにも規定されているサービスが、生活介護や就労継続支援B型、あとは施設入所支援も規定されております。そういったもろもろのものが規定されているのですが、そのほかに規定する障害者福祉サービスと同様に共同生活援助、いわゆるグループホームの利用者と指定管理者との契約に基づき、現在、サービスを提供しております。区の障害者施設の条例の設置目的は、障害者サービスを提供することでございますし、区は、そのサービス提供を指定管理者に委ねております。指定管理者は、利用者と指定管理者との契約のもと、サービスを提供するという形になります。その中で、指定管理者のうち、先ほど申しましたように、ぐるっば、品川区立障害児者総合支援施設条例については、趣旨にのっとり利用手を既に定めておりましたので、そのぐるっば条例に合わせて改正したというのが今回の大きな趣旨でございます。

区立の定員がまだ少ないものですから、なかなか大勢の方のご応募に、ご希望に沿えないところがございます。それにつきましては、区立だけで解消することではないと思っております。確かに区立は安心して入れるということで、皆さん、かなり応募が多いですので、今後もグループホームの整備につきましては、やはり重度の方も入れるようなグループホームの設置ということで整備していく所存でござ

いますし、できる限りの希望に沿って、残念ながら、今回、契約にまで至らなかった方につきましても、区のケースワーカーと相談事業所の相談員が連携して、ほかのグループホームの情報提供を周知するなど、支援を十分にしているところでございます。

○吉田委員

何回もすみません。おっしゃることは本当にそのとおりだと思うのです。だから、やはりこういう過去の陳情や何かのご答弁のときに、なかなか委員としても、総合支援法から、それに基づいた条例まで全部把握して、本当だったら、全部把握してから陳情審査に臨むべきところなのだと思いますけれども、かくいう私も、きちんと全部把握しているとは言い切れないですし、だから質問とかもさせていただくのですけれども、やはりそういう誤った認識を植付けてしまうような、あくまでまだ対等ではないわけですね、今の品川区の状況で言えば。選ばなければ入居に至らないということでしょう。だから、そこはきちんと区が関与すべきなのではないかという陳情に対して、過去にこういうご答弁があったということだと思うのです。

立ち戻りますと、そもそも今回の陳情の趣旨は、そういうことがきちんと分かるような、きちんとした答弁をしてほしいということを求めていますし、私もずっと、過去、議員になった当初に、何かそういういえば、あれは障害者福祉課といったときの情報提供のことについて、やはり正確な事実に基づいた答弁を求めるということを、その当時は総務委員会にかかったのだと思うのですけれども、総務委員会で同じような発言をしたことを思い出しました。やはりそういうことがまだ今の品川区にもあるのかなと思うと、きちんと根拠を持った答弁を所管課としてはしてほしいということだと思いますので、ぜひこれからも、今ご答弁いただいたところでは、一定、そういう経緯があったのだと理解はいたしましたけれども、今後やはりきちんとした根拠に基づいた答弁で、議員としても勉強してくることが当然だと思いますけれども、そこできちんとしたやり取りができるようなご答弁を求めたいと思っています。これは意見です。

○田中委員長

ありがとうございます。

ほかにご質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第26号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言をお願いいたします。

それでは、まず、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○えのした副委員長

本日結論を出すということで、不採択です。

理事者のご説明にもありましたとおり、答弁の内容が誤って受け止められないように説明をしていくと発言もありましたし、私たち会派も、区民の方には分かりやすく、誤解のないように、より丁寧なご答弁をお願いしたいと思います。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いいたします。

今、一通りお話を聞いた上で、一定、私自身も理解したところと、やはり答弁等、議会の質問等、様々見ていても、多少ずれがあることが出てしまうというのは、過去いろいろなところでもあって、当然、答弁もより丁寧にしていただくということとあわせて、私たちもしっかり齟齬がないような聞き方をしていくということが改めて必要だなと思いましたので、注意しながらやっていければなというふうに改めて思っていますが、この陳情については不採択でお願いしたいと思います。

○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由としては、先ほどの質疑を拝聴していて、あと、ご説明も拝聴していて、あとは議事録を全部読ませていただいて、前後関係も確認させていただいて、一定の合理性があるということです。先ほどもありましたけれども、その部分だけ読むと、やはり誤解を招くような経緯があったのかなと、先ほど、簡潔な答弁になったからということもあったのですけれども、それでいて丁寧というのは、なかなか難しいのですが、明確に答弁しているという先ほどのご説明がありましたので。

それと、この議論に、1月20日もしくは次の2月25日に参加されていた鈴木委員のほうからも、そういう、少しこの陳情の趣旨とは違う文脈の中でのお話だということも先ほどお話がありましたので、不採択とさせていただきます。

○鈴木委員

本当に理事者の方の正確な答弁ということは前提であるべきだと思いますけれども、ここで取り上げられた文言が、この文書の一番下から3行目のところにあるような、重度障害者が入居したら経営が大変になるから、重度障害者を入居させることは困難という誤った発言であり、公正な審議をゆがめるものですというふうなことで断定されていますけれども、そういう発言ということではないと思いますし、公正な審議をゆがめるというふうなことには、この発言がなっていないと思います。全体を読めば、それは分かると思いますので、今回のこの陳情に対しては不採択でお願いします。

○田中委員長

今、結論を出すで……。

○鈴木委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

○吉田委員

本日結論を出すで、採択をお願いいたします。

今、いろいろ質疑させていただきましたので、その中で、どこで誤解が生じたのかなとか、どこに不正確さがあったのかなということは理解できましたけれど、そういうことが、こういう陳情が出てきて初めてそういう議論がされたということ自体が、そもそも課題だなというふうに思っております。

私自身で言えば、過去にも、たしかあれは障害者福祉課だった当時だなど、フェーズの違うデータを出してきて、それが同じフェーズであるかのような説明をされたという、詳しくは申しませんが、そういう案件だったと思います。制度が難しいから、そういう答弁とかも難しく、制度の説明とかも難しくなってしまう結果、不正確さが出てしまうのかもしれませんが、やはりこれは区民にとっては混乱を招くもことになると思います。行政が間違った情報を出してくるということは想定していないと思いますので、その点は、今も頑張っておられることは、今日の質疑の中では、一定、確認できましたけれども、やはりこれがあること自体は、あってはならないことかなというふうに思いますので、ぜひ採択とさせていただきたいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

この陳情に書いてある1月20日の陳情、私も委員として参加しておりまして、その際のやり取りも思い返してみても、そして議事録を読んでみて、この発言が重大な審議に影響を与えるほどのものではなかった。流れからしてみると、違和感を私は感じなかった。

ただ、やはり、この陳情にあるように、この文章だけ見てみると、正確さは欠けているのは間違いないかなというふうに思いますので、ほかの委員がおっしゃるとおり、やはりなるべく分かりやすい正確な答弁をしていただければなというところで、これを1つ教訓にしていいただければなというところで、私は、不採択にさせていただきます。

○田中委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

令和7年陳情第26号、重度障害者を受け入れて経営が立ち行かなくなったGHはありません 厚生委員会等において事実に基づく答弁をするよう区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

なお、一言、委員長としても発言をさせていただきますが、これまでの委員会の中において、誤解を招くような答弁はございませんでしたが、今後も、ぜひ今回の陳情を踏まえ、また、今日のそれぞれの委員の皆様のご意見も踏まえていただいて、より正確な、また、誤解を招かないようなご答弁を、ぜひとも今後よろしくお願いしたいと思います。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

シルバー成年お祝い事業の実施について

○田中委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

シルバー成年お祝い事業の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○樫村高齢者地域支援課長

それでは、私から、シルバー成年お祝い事業の実施について、ご報告をいたします。

資料をご参照ください。

1、見直しの経緯でございます。

これまで古希のお祝い式典としまして、9月の敬老の日近辺で、シルバー成年式を実施してきたところではありますが、長寿命化ですとか、企業の雇用期間延長など、社会構造の変化に伴いまして、式典への参加者数は、記録が残っている中で一番参加者数が多い平成17年度の1,180人、参加者の33.1%の参加率に対しまして、直近の2年間であります令和5年度は、それぞれ128人、3.9%、令和6年度は、110人、3.4%と減少しております。

こういった経緯を踏まえまして、今回、シルバー成年式の見直しを行い、新たに「シルバー成年お祝い事業」と改め、形を変えて、より効果的かつ効率的な形で事業を実施することといたします。

2、事業の目的でございます。

古希を第二の「成人」としてお祝いし、また70歳の節目にフレイル予防への取り組みを開始し、元気な長寿を過ごしていただくための契機としまして、後ほどご説明いたします昨年度の新規事業、フレイル予防フェスタへの来場喚起を行いまして、社会参加促進につなげることを目的といたします。

3、事業の概要でございます。

(1) 実施方法です。

先ほど申し上げましたフレイル予防フェスタ内の一角に「シルバー成年お祝いブース」を設けて実施いたします。

(2) 日時・場所については、記載のとおりでございます。

(3) 実施内容の案でございます。

お祝いブースで記念写真撮影、写真のプレゼント、スマホを用いた趣味の相談コーナーに加えまして、来場者プレゼントなどを予定しております。

(4) 周知方法でございますけれども、敬老の日をめぐり、対象者の方約3,300名にご案内状を送付しまして周知をさせていただく予定でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

特にこのシルバー成年式を、言ってしまえば廃止するという内容だと思うのですが、別に私は異論はないのですが、この経緯のところの説明にある理由のところ、参加者数が減ってきているということが顕著に見えるのですが、この前段である長寿命化や雇用期間の延長など社会構造の変化に伴いという分析が書いてあるのですが、この根拠は何なのか。何か参加されていない方にアンケートをとったとか、長寿命化したら参加者数は増えるのではないかと私は思ったのですが、それと、雇用期間の延長で働いている人が出られないということなののでしょうか。というよりは、式典自体に魅力がないということなのか、言ってしまうと。申し訳ないのですが、別に、さっき言ったように、廃止すること自体に私は別に異論はないのですが、その辺り、何かデータ分析があれば教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長

こちらの根拠というところでございますけれども、アンケート等は実施をしたことはないというふうに理解しております。

こちらの根拠なのですけれども、ご来場者の方、それから、来賓等で来られた方にご意見等を聞いたというところと、それから、やはり100年時代と言われているように、平均寿命とか健康寿命が上がっていることから、古希へのお祝いに関して、対象者の関心が薄れているといったところでございます。

逆に言えば、こういったスマホの普及とか、そういったことで情報が多くなって、多趣味化、いろいろな趣味が選べるようになったといったところも、そういった理由の1つになるのかなというふうに思っております。

社会構造の変化というところでございますけれども、企業の雇用延長で定年が長くなって、65歳まで働いていた方が、5年後の70歳のときに、こういった式典に特別なものを感じるかというと、昔よりは感じなくなったのではないかなというふうに認識しているところでございます。

○あくつ委員

以上です。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○鈴木委員

今度、フレイル予防フェスタ内にシルバー成年お祝いブースを設けるということなのですけれども、昨年度からの新規事業ということなのですけれども、このフレイル予防フェスタというのは、どのような中身で、どういう経過でされることになったのか、その中身についても教えてください。

それから、昨年の新規事業ということで、参加者がどれくらいだったのかということも教えてください。

○樫村高齢者地域支援課長

フレイル予防フェスタの中身等々についてでございますけれども、昨年度の実施の実績でございますが、例えば、フレイル予防フェスタということで、名前がフレイルということでついておりますけれども、フレイル予防の講演会ですとか、耳の聞こえの講話、それから、体力の測定会、そういったものを提示しております。また、eスポーツの体験コーナーも設けたりですとか、それから、幅広い方にご参加いただけるようにということで、レクリエーションコーナーを設けまして、輪投げですとか、ボッチャですとか、そういったスポーツコーナーも設けて実施したところでございます。

参加者数につきましては、昨年度、276名の方にご参加をいただいたところでございます。

○鈴木委員

分かりました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○大倉委員

いろいろご説明いただいて、予算的には、どのくらい変わったのでしょうか。その辺、教えていただければと思います。

先ほど、あくつ委員もおっしゃっていましたが、これからどんどん増えていくのかなと思っていたのですけれども、内容としては、お声を聞いて、来場者とか、来賓の方に聞いてということと、古希への関心が薄まっているというところでは、本当にそうなのかなと思うところもありつつも、これを移行するということが自体は、別に私も否定しているわけではないのですが、その辺をしっかりと分

析をとったほうがいいのかなというふうに、改めて思っていたというところではありますが、もう実施されているということなので、この276名の参加については、どう評価しているのか。これ、千何人のときは、多分、きゅりあんでやられていて、今は平塚とか、ホールを小さくして、どんどん縮小、縮小、縮小でやってきていたと思うのですけれども、案内数とか、その辺もずっと一緒だったのかなとか、気になるところはたくさんあるのですが、今回こういうふうになっているということで、これ自体はいいのですけれども、どのぐらいの部分の費用が変わって、来場者からどのような声があるのかも併せて教えていただければと思います。

○樫村高齢者地域支援課長

予算の件でございますけれども、今年度は、令和7年度のもともと予定しておりましたシルバー成年式の予算が400万円あまりということです。

その中から、今回、シルバー成年お祝い事業を実施いたしますので、そちらが約200万円ほどを予定しておりますので、半分ほどの予算でこちらを実施できるような形で今考えております。

それから、参加者の人数の捉え方というところでございますけれども、昨年度、このフレイル予防フェスタにつきましては、先ほど申し上げたとおり、276名の方にご参加いただいたところでございまして、参加者数、所管課としましては、かなり多くの方にご来場いただいたのではないかなというふうに認識しております。

○大倉委員

ありがとうございます。前年度とかに比べると、増えてきているというところでは、多くの方のご参加ということなのかなと思いますので、できるだけ、これは目的としては、多くの方に参加していただくということが、フレイル予防も含めてしていただくということなので、いろいろ工夫して、また参加者数が増えるようにご努力いただければと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

来場者数のパーセンテージ、令和5年、6年が出ていて、私も厚生委員会だったので参加させていただいたのですけれども、それ以前とかは、コロナ禍とかも入っていたと思うのですけれども、その辺りの経過は、令和5年より前はいかがだったのでしょうか。開催していたのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○樫村高齢者地域支援課長

令和5年度以前の参加者数ということでございますけれども、冒頭でもご説明したのですが、記録が残っているのが平成17年度以降になりまして、一番多いのが平成17年度の参加者数が1,180名、参加率が33.1%というのが、データが残っている中で一番多い参加率でございまして、その後、平成17年から昨年度の令和6年度まで、コロナの間で開催しない年ですとか、オンライン開催もあったのですけれども、ずっと右肩下がりですと下がってきているところございまして、直近では3.4%、そこまで下がってきているといったところでございます。

○やなぎさわ委員

開催していなかったときもあったけれども、統計的な傾向を見ると、どんどん下がっているということとで理解させていただきました。

それと確認なのですが、去年とかに実施していた、シルバー成年式のときにやっていたシル

パーフェスタというふうに参加の別室でやっていたようなものが、今回はそれをフレイル予防フェスタにして、それをメインにして、シルバー成年お祝いブースみたいなものを逆に小さくしてというような入れ替えるような感じのイメージでよろしいですか。

○樫村高齢者地域支援課長

今、委員ご指摘のとおり、形をある意味逆に変えて、フレイル予防フェスタをメインにして、メインといいますか、会場自体をメインにしまして、その一角にシルバー成年お祝い事業のブースを設けて実施させていただくという形で考えてございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

3 行政視察について

○田中委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でご決定いただきました所管事務調査の項目や各委員の要望をもとに、正副で協議をした行政視察の案について、サイドブックに掲載させていただきました。

候補地として、まず、愛知県大府市で介護ロボットについて、同じく愛知県で高齢者とデジタル社会について、京都府福知山市で高齢者の介護予防事業について、それぞれ視察先の候補として考えております。

視察先の候補および調査項目につきましては、今期の所管事務調査項目や委員からの要望のほか、過去の厚生委員会の行政視察の調査項目等、様々な観点から検討して、正副で案をまとめてまいりました。

よろしければ、これより先方との具体的な調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○あくつ委員

ありがとうございます。私も拝見したのですが、実は私、今年、この大府市へ行ってきたのですが、いわゆる特定目的会社をつくって跡地活用、所管は違いますが、おおぶ文化交流の杜というものをやっている。いわゆるBTO方式のPFIをやっているというところで先進事例を見てきたのですが、そのときにいろいろ調べたら、大府市というのは物すごい先進的なことたくさんやっていて、特に厚生労働所管で、認知症対策の条例を日本で一番最初につくったところなのです。それもお願いしたのですが、それはもう視察が殺到していてと断られたのです。

今回の目的がそちらの跡地活用のほうなので、今回の所管事務調査とは違うのですが、先ほど、ご説明の中で、今までの項目のものも参考にしたいとありますが、せっかく大府市へ行くのであれば、私の個人的な感想ですが、いろいろな調整もあると思うので、日程の調整もあると思うのですが、認知症対策では日本で一番最初に個人賠償保険、認知症の方が何か鉄道事故などを起こした場合の、ここが一番初めに始めていて、国のほうでも取り上げられているところなので、これは私の勝手な希望ですが、もしできるのだったら、そういったところの認知症対策なども一緒に見られたら、せっかく行くのであれば。

すみません、無理なことを言って。事前に申し上げていなかった。すみません。

○田中委員長

貴重なご意見をありがとうございます。

○あくつ委員

なくても怒りませんから。すみません。

○田中委員長

ほか、同趣旨で。

○鈴木委員

所管事務調査は、障害者福祉も入っていましたよね。

○田中委員長

はい。

○鈴木委員

ここは高齢者のところばかりなのですけれども、しかも、2日目は1日あるわけではないですか。そのところを1か所だけというのは、少し少ないのではないかと思うのです。

だから、この愛知県の中で何があるか分からないのですけれども、障害者の福祉のところ、先進的なところがあつたら、ぜひそういうものもご検討いただけないかなと思うのですけれども。

○田中委員長

ありがとうございます。

検討過程で、障害者福祉は所管事務調査に入っているのです、障害者施設等も含め検討はしております、決してあれしたわけではないのですが、ご意見として承りまして調整をさせていただきたいと思えます。

○鈴木委員

よろしくお願いします。

○田中委員長

なお、障害者施設なので、外部の者が入ることのデリケートさも一方ありますので、そこも踏まえながら、今のご意見もしっかり踏まえた上で、改めて検討を進めていきたいと思えます。

ほか、ご要望はありますか。

よろしいですか。

それでは、ただいまいただきましたご意見も含め、先方との調整に入りまして、次回の委員会において、改めて正副案をお示しし、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

なお、先方との調整次第では、候補地・調査項目等を含め、行程案を練り直すこともございますので、その点も含めて、正副にご一任いただければと存じます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

以上で、本件を終了いたします。

4 その他

○田中委員長

次に、予定表４のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、口頭ではございますが、ご報告を１件させていただきます。

５月２７日に、この厚生委員会において補正予算としてご審議いただきました高齢者熱中症見守り宅配事業についてのご報告をさせていただきます。

７月中旬に簡易型プロポーザルにて事業者が決定いたしまして、いよいよ８月１日金曜日から開始の運びとなりました。

災害級とも言われるほどの猛暑日が続く中で行う熱中症対策と見守り支援を組み合わせたアウトリーチ型の支援となります。

対象者には、熱中症対策用の飲料水等を、１回当たり１２本、計２回に分けて配達いたします。

また、配達時に区が作成しましたアンケートを実施し、必要に応じて関係機関につなげていきます。

この事業を通じて、体調面などに不安がある方を早期に把握し、関係機関と連携した継続的な支援につなげていきたいと思っております。

○田中委員長

ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご報告ありがとうございました。

非常に先駆的な取組だと思うのですが、たしかあのときに、いわゆる配送された側が困惑をしないようにということで、コールセンターをつくるという話もあったと思うのですが、それがどうなっているのかということと、入札をされて、どこの事業者が決まったのかということと、何を配るのか、もう１回、細かく確認させてください。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、ご質問の点について、また詳細にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、事業者につきましては、ヤマト運輸株式会社に決定いたしました。

選定理由としましては、日頃から地域を回っている顔なじみのドライバーが訪問することで、高齢者の方たちの安心につながるという点でした。こちらの事業所、区内に２０拠点の営業所がありまして、担当ドライバーと地域住民が顔なじみの関係になっていることをプレゼンでも強調していただき、審査員一同、確かに自宅に来るクロネコヤマトの方の配達員の顔が浮かぶなというところが決め手となった次第です。こういった形で、ヤマト運輸に決まりましたということです。

そして、コールセンターの設置ですが、予定どおり、８月１日からコールセンターは設置させていただきまして、１０月３１日までという予定で考えております。

中身につきましては、水が４本、スポーツ飲料が４本、麦茶が４本ということで、事業者のほうからは、サントリーの飲料水ということで伺っております。

○あくつ委員

ありがとうございました。ごめんなさい、飲料のところをもう少し細かく教えて。水はサントリーで、あと、スポーツ飲料もサントリーで、お茶もサントリーということでもいいですか。

○菅野高齢者福祉課長

ご質問の飲料の部分につきましては、ご指摘のとおりとなります。いずれも、水、スポーツ飲料、麦茶、全てサントリーの商品ということで聞いております。

具体的には、商品名を申し上げますと、水が天然水で、スポーツ飲料がGREEN DA・KA・RA、そして麦茶がGREEN DA・KA・RAやさしい麦茶というふうになっております。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○鈴木委員

一斉に配るといっても、どれくらいの日にか、どれくらいの日程で、区内全域が1回目を配れるのか、どこら辺の地域からということはあるのか、その点、教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

配布の仕方におきましては、1回目の配達が8月1日から、2回目が9月1日からということで、1か月かけて配布をするということになります。

具体的には、20か所の拠点があって、顔なじみの配達員が配達するというお話をさせていただいたのですけれども、それぞれの拠点で、通常の業務の中に配達を組み入れるという形になっておりますので、区内で一斉に配布が始まるという形になります。

○鈴木委員

区内で一斉に始まるけれども、大体20か所で全ての高齢者、8万人ぐらいの高齢者に、世帯数だともう少し少なくなると思うのですけれども、配れるのが、約1か月かかるというふうに考えるという感じですか。

○菅野高齢者福祉課長

やはり不在時の再配達なども含めまして、何回か不在の場合には行ってくれるというお話もありますので、約1か月かけて、通常の配達のものの中に組み入れてという形で回ってくれるというふうには聞いております。

○鈴木委員

分かりました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

今、通常の業務の中でとおっしゃったのですけれども、再配達の場合は、こちらから連絡するではないですか、いついつなりますみたいな、そういう形になるのか。その辺について確認させてください。

○菅野高齢者福祉課長

1回不在になると、不在票が必ず入っておりますので、そこにドライバーとかサービスセンターの連絡先がありますので、そちらのほうに連絡していただいて、再配達してもらうという形になります。

○吉田委員

分かりました。

それで、この事業が発表された当時、私の周辺では、結構、高齢者のところに顔なじみの方たちということになっていきますけれども、必ずしもそういう荷物を受け取ることが習慣になっていない方もいらっしゃるかなと思います。一番心配したのは、そういうことによって、結構、ドアを開けるということをとめらう高齢者の方、多いですね。それこそ周りの子どもや息子世代から、簡単に開けるのでは

ないよと言われていたりするので、開けたら終わりだよみたいなのが私の周辺の高齢者でも、開けないよという感じなのですけれども、その辺の信頼を、区からの配達だということを言うということと、それから、本当にそれが区からの配達なのだということを証明するようなものは、どのようにされるのでしょうか。カメラつきのインターホンとかをお使いだと、割とそういうものをカメラの前に出すとかということもあると思うのですけれども、その辺について、周辺ではみんな心配しているのですけれども、もし、こういうことで信頼をきちんと確認しますみたいなお答えがあれば、伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長

こちらの事業、5社から申込みがございまして、それぞれの会社からプレゼンしていただいたのですが、高齢者の詐欺防止対策というのですか、ここにつきましては、区としてもすごく心配しているのだというところはお話しさせていただいて、いろいろな提案をいただきましたが、各社、例えばビブスをつけるだとか、名札でそういった事業だということを示すとか、そういうようなご提案でした。

この中で、それプラス、やはりこれだけ宅配便がすごく地域に定着しているという部分で顔なじみ、できるだけ限られた担当エリアに同じ宅配の配達員が行くというような仕組みになっていて、より顔なじみだということが一番、決め手の1つとなりましたので、まずその顔なじみの関係を強調させていただきたいということと、あとは、品川区から委託を受けた配達員ですというような、名札のところに、そういった事業のことを分かるような、裏側の部分に「宅配事業」と書いてあるものを入れていただいております。お示ししていただくとか、そのような形で、少しでも高齢者の方が安全で安心で、それを受け取っていただくような工夫をしていきたいと思っております。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

この宅配事業に併せてアンケートも実施するというふうに伺っておりますけれども、アンケートの内容とか、アンケートのとり方とかという、具体的にもし、事業者の選定が決まったということで、何か進んだことがあれば、御報告をお願いします。

○菅野高齢者福祉課長

このアンケートの内容は、今ちょうど事業者と最終的に詰めているところではあるのですが、こちらからお願いしたい内容としては、例えば、「夏の間にクーラーを使用していますか」というところで、「毎日使用している」とか、「めったに使用していない」とかと選んでいただいたりとか、あとは、「避暑シェルターがあることを知っていますか」というような質問をさせていただいて、「知らない」という方には、支え愛・ほっとステーションのチラシを入れておりますので、そういったところに問合せをしてくださいというふうな形で接続できるような形にしているなど、大体1回目5問、2回目3問ということで、あまり健康状態のこととかを、個人情報をもとに具体的に聞くと、かえって警戒されてしまうかなというところもございまして、あくまでも熱中症に対しての、そのアンケートを通して、気をつけてくださいねという呼びかけという形を趣旨に、アンケートは実施したいと思っております。

そのやり取りの中で、やはりこの方が、例えば、受け答えが少し難しいとか、そういった部分のチェック項目を幾つか設けさせていただいて、気になった方は、区のほうにつないでいただいて、こちらのほうから関係機関のほうにつないで見ていただくとか、そういったふうにつなげていきたいと思っております。

○やなぎさわ委員

分かりました。

あと、ヤマト運輸、20か所ほど拠点があるというようにお話しだったと思うのですが、大体ですけれども、どれぐらい、この事業で動く人員の方が、人数とか、職員の方が、ヤマト運輸で関わってくれるのか、もし大体でお分かりになれば。

○菅野高齢者福祉課長

具体的な人数はというところはあるのですが、ただ、品川区内におけるヤマト運輸の事業規模としましては、ドライバーが337名、稼働車両数が170台、年間取扱個数が1,200万個、営業所が20拠点ということですので、通常の業務の中で、例えば1人当たりのドライバーが1日何回かの運ぶ物の中で、そのときの荷物の量にもよるのでしょうか、5個とか6個とかプラスして、この事業の飲料を追加して配達をするとかというような形で組み入れて、ドライバーたちにも、できるだけ負担のないような形で配達をしていきたいというふうには事業者から伺っております。

○やなぎさわ委員

分かりました。

1回目が8月1日から始まって、2回目が9月1日からだと思うのですが、再配達とかの兼ね合いも出てくると思うので、1か月丸々かけて1回目の配達を行うというよりは、ある程度、2週間とか3週間とかにするのかなと思うのですが、そういうことを考えている、1か月かけて1周を回るとするような想定でいらっしゃるのか。

○菅野高齢者福祉課長

その辺りのところは、配達状況に応じてというところもあるとは思いますが、一応、うちの仕切りとしては、1か月、8月は第1回目、2回目が9月からというふうに、配布の開始をしてくださいねというふうにお願いをしているので、その仕様の中で対応してくれるのだと思います。

○やなぎさわ委員

少し細かいことを聞きます。例えば、1回目が8月の下旬ぎりぎりに配られて、2回目がもう9月の上旬で、物すごい短いスパンで1回目と2回目という可能性もあるのか、その辺はいかがですか。

○菅野高齢者福祉課長

もちろん1回目と2回目が期間があまりに短いと、2回目のところで「この事業が効果的だったか」とか、「熱中症を気をつけてくれたか」とか、そういうようなこともお聞きする項目があるので、短いとあまり意味がないので、二、三週間とかあけていただいて配達していただくようにはお願いしたいと思います。

○やなぎさわ委員

そうですね、効果的な検証のためにも、ぜひその辺はお話を詰めていただければと思いますので、かしこまりました。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○大倉委員

荷物が受け取り拒否とか、結局、再配達を何度してもという場合のことも課題の1つだったかと思うのですが、その辺はどういうふうになったのか、決まっていれば教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

お荷物は、できるだけ皆さんには受け取っていただきたいというところはあるのですが、やはり一定数、そういう方はいらっしゃるのかなというふうには捉えています。

受け取り拒否というふうにコールセンターのほうに、そういったお問合せがあった場合には、そういった方には、無理にお届けするのめなというところで、せめて飲料だけでもというような臨機応変な対応はしつつ、無理にアンケートをとるとか、そういうことはしないようにというふうには、事業者には話そうとは思っております。

○大倉委員

分かりました。

そのとき、コールセンター等に来たときには、そういった、例えば、受け取りはいいですというときに、電話をいただけるので、アンケートだけでも協力とかということをしていくということも考えられるのですかというところと、余った飲料とか、残った飲料はどうなるのですか。

○菅野高齢者福祉課長

委員おっしゃるとおり、飲料をもらって、アンケートのほうも何かコールセンターのほうで口頭で答えられるのならという方もいらっしゃると思いますので、その辺りのところ、そういう申出があった際には、コールセンターのほうでも受けられるように調整をしたいなと思っております。

あとは、余った飲料ということで、今、約3万6,600世帯にということで、そういった数の飲料の確保をしておりますので、何回か再配達の見込みをしてくれるとはいえ、一定数、やはり住基上あるけれども、もうそこには居住実態がないとか、そういう方もいらっしゃるかなというふうには予想はしておりますので、その辺りのところは、区として適切な対応をとって、効果的に、余った飲料を、処分というか、対応できるようにしていきたいと、今、検討しているところです。

○大倉委員

分かりました。コールセンターのところも、答えてもいいよという方とか、コールセンターにこちらだけでも答えていただけますかとか、そういうような促しに取り組んでいただければというところと、あと、飲料については、効果的に活用ということなので、どうしても受け取ってもらえないで余った場合には、ぜひいろいろところで、廃棄にならないで使っていただければと思います。

○あくつ委員

今の大倉委員の質問に少し重なるのですが、もう1回確認。先ほどのご答弁の中に多分答えがあったと思うのですが、つまり、いらっしゃるなくて、不在票が置いてあって、コールセンターに電話して、置き配はしないというそもそものあれなのですが、うちは宅配ボックスがあるから、そこに入れておいてくれというふうなことを言った場合に、「いやいや、それは困るのです、アンケートに協力してください」という押し問答があって、「だったら別にいいわ、要らないわよ」となった場合に、先ほどは飲料だけでもというお話があったのですが、飲料は、そういう場合は、最後は、着地点は、アンケートなしで、いわゆる宅配ボックスということはあるということの、今、たてつけになっているのか教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

今回の事業が熱中症予防と見守り支援という両面の側面がありますので、なかなかこういった場で、そういった場合には置き配も可能というのは、なかなか言いづらいところはございますが、実態としては、そういうご希望の方には、そういった対応も致し方ないかなというふうには考えます。

○あくつ委員

すみません、余計なことを聞いて。聞かれてしまうかもしれません。大丈夫です。ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○えのした副委員長

私からの質問は、高齢者の宅配の安心という部分で、名札を見せてとかという対応をしていただけるということだったのですけれども、私、実際、先日、やはりインターホン越しに、カメラ越しなのですが、大体視認で、そういう制服を着ていたりするから、ああ、ヤマトだ、どこどこだということで、「どうぞ、ご苦労さまです」と言ったのですけれども、ちょうどそのとき、私服の方が、普通の宅配業者ではないスポーツのようなキャップに、Tシャツのような、ただ、箱を持っていたのです。やはり少し、私は男性ですけれども、不審に思ったけれども通したわけなのです。一応やはりドアを開けるときも心配で、チェーンをしながら、どうしようかなと、「どちらのあれなのですか」と言ったら、「委託業者です」という話だったので、ヤマトは、そういった委託をお願いしているケースがあるのか、今回そういうものがあるのか、やはり顔見知りというので、私も地域だと顔見知りの方で、歩いているだけでも「お疲れさま」などと挨拶ができるので安心感はあるのですけれども、全く知らない方で、制服も違う、ただ名札だけという、やはりある程度、徹底していただきたいなというところがあるので、そちらの確認です。

○菅野高齢者福祉課長

まず、ヤマト運輸にお聞きしましたところ、必ずクロネコヤマトの制服を着て、委託業者ではなく、通常の配達員の人たちに配達をしてもらうというところを強調しておりましたし、私のほうも、だから貴社に決まったのですよというふうにも強調させていただいていますので、そこは徹底させていただきたいと思います。

あと、インターホン越しのやり取りというお話がありましたけれども、例えば、先ほどのアンケートも、インターホン越しでアンケートに答えたいという方も、その辺りも対応はしたいなと思っております。

○えのした副委員長

ありがとうございます。これで私も安心して、電話だけではなく。そうすると、今度、インターホン越しではなくて、ドア越しでも、例えばインターホンがないご自宅ですとか、そういったところでも、やはりせっきくのアウトリーチで、お会いができなくても、お声を聞けて、健康だなとか、お元気だなということが分かればと思いますので、ご対応していただければと思います。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、高齢者熱中症見守り宅配事業に関するご報告の質疑は終わります。

ほか、その他でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

では、ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後２時３４分閉会